

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の 次期中長期目標策定（第 1 回）

令和 4 年 1 1 月 2 2 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）の次期中長期目標期間における中長期目標、評価軸及び評価軸と関連する指標（以下「次期中長期目標等」という。）（いずれも原子力規制委員会共管部分）の案について、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会から意見聴取することの了承について諮るものである。

2. 背景

独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号。以下「通則法」という。）第 3 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づき、文部科学大臣及び原子力規制委員会（以下「主務大臣」という。）は QST の次期中長期目標期間における中長期目標を本年度内に策定する必要がある。（参考 1）

通則法第 3 5 条の 4 第 4 項に基づき、主務大臣は、中長期目標の策定に当たって研究開発に関する審議会から意見を聴くこととされている。このため、原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会から意見聴取しなければならない。（参考 1）

また、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 2 6 年 9 月 2 日総務大臣決定）において、主務大臣は、中長期目標策定時に研究開発に関する審議会の意見を踏まえ適切な評価軸を設定するとともに、評価軸と関連する指標として、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）を示すこととされている。

3. 次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の案

次期中長期目標（原子力規制委員会共管部分）の案について、主務大臣が本年 8 月に作成した「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の見直し内容について」（別添 1）、本年度第 4 9 回原子力規制委員会（令和 4 年 1 1 月 2 日）における原子力規制委員会と QST の意見交換等を踏まえて、別紙 1 のとおり作成した。

あわせて、評価軸及び評価軸と関連する指標（以下「評価軸等」という。）

の案について、別紙2のとおり作成した。

なお、現行（第1期）中長期目標と評価軸等（平成28年度から令和4年度まで）からの変更点は、別添2-1及び別添2-2のとおりである。

については、別紙1及び別紙2について、通則法第35条の4第4項に基づき、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会に意見聴取を行うことについて了承いただきたい。

4. 今後の予定

令和4年12月中旬	原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会 ¹ において、 <u>次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の案について審議</u>
令和5年 1月中旬	原子力規制委員会において次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の協議案を決定
2月上旬	主務大臣が次期中長期目標案について、総務省独立行政法人評価制度委員会に意見聴取するとともに、財務大臣へ協議 ※協議において、修正があれば内容に応じて対応した後に、また修正がない場合は協議案のまま で、次期中長期目標を決定
2月下旬	主務大臣からQSTに次期中長期目標を指示
3月上旬	QSTから主務大臣に次期中長期計画案を提出
3月下旬	原子力規制委員会において、次期中長期計画（原子力規制委員会共管部分）を認可することの決定
3月下旬	主務大臣が次期中長期計画を認可

<別紙、別添、参考>

別紙1	次期中長期目標（原子力規制委員会共管部分）の案
別紙2	評価軸及び評価軸と関連する指標（原子力規制委員会共管部分）の案
別添1	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の見直し内容について（原子力規制委員会共管部分）

¹ 原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令（平成27年政令第199号）第5条第1項により、量子科学技術研究開発機構部会を置いており、同第5条第6項により、審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

- 別添 2－1 現行（第 1 期）中長期目標（原子力規制委員会共管部分以外）の原子力規制委員会関係の記載と次期中長期目標における該当部分の検討状況
- 別添 2－2 次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の案の現行（第 1 期）中長期目標等からの変更点
- 参考 1 独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）（抄）
- 参考 2 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）（原子力規制委員会共管部分）

（注）令和 4 年 11 月 22 日の第 53 回原子力規制委員会の資料において誤記が見つかったため、別添 2－2 の赤字黄色マーカー箇所を修正

次期中長期目標（原子力規制委員会共管部分）の案

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

本法人は、原子力規制委員会の技術支援機関（TSO）として、放射線影響及び被ばく医療に係る分野の研究並びに原子力災害対策に取り組むことが期待される。その際には、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とした取組の推進を期待する。また、原子力規制委員会により「基幹高度被ばく医療支援センター」に指定（平成31年4月1日）されていることから、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日原子力規制委員会決定、令和4年7月6日一部改正）に基づき、原子力災害医療体制の充実に向けて、被ばく医療に関する技術開発・技術支援や人材育成に取り組むことも期待される。

II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は令和5年（2023年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの7年とする。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築

(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援

技術支援機関として、放射線による健康リスクの評価に係る知見をより充実させるための研究を進め、当該研究分野の人材育成に取り組む。

低線量放射線被ばくによる人の健康への影響について、より信頼性の高い被ばくリスクのモデルの構築に資する研究を行う。

環境中の放射性核種の動態、環境放射線の水準や医療及び職業被ばく等の実態のより精確な把握・評価に取り組み、放射線防護・規制の向上に貢献する科学的な知見を創出する。

放射線防護に関する国際機関との緊密な連携を進めるとともに、国際的議論に貢献する知見の提供に取り組む。放射線被ばくについて正確な情報を国民に広く発信する。

福島県及び周辺地域の関係機関との連携等により、放射線科学の研究開発や復興支援に協力するとともに、放射線の影響等について、わかりやすい情報発信と双方向のコミュニケーションに取り組む。

(2) 被ばく医療に係る研究

技術支援機関として、人体の線量評価手法の開発・高度化を含む被ばく医療に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組むとともに、基幹高度被ばく医療支援センター等として得られた経験・成果をさらに発展させ、社会に還元する。

線量評価手法の開発・高度化について、社会実装を見据えた物理学及び生物学的評価手法の最適化・標準化を進めること等により、原子力災害医療体制の機能強化に貢献する。

国内外の専門研究機関・医療機関等との連携や共同研究を促進することにより、被ばく医療のための診断や治療の高度化につながる研究を行う。

(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成

原子力災害医療の中核機関として、自らの対応能力の維持・向上に取り組む。我が国の原子力災害医療体制全体における中心的・先導的な役割を担い、同体制のより効果的な運用に資する人材育成・技術開発・技術支援に取り組む。

基幹高度被ばく医療支援センターとして、各地の高度被ばく医療支援センター等において指導的役割を果たすことのできるような高度専門人材の計画的な育成ができる体制を構築・維持するとともに、研修体制・内容の充実化を行う。また、緊急時には被ばく医療を実施する機関への支援を行うとともに、平時から各組織・専門家との連携体制を構築する。

原子力災害等の指定公共機関として、平時の訓練や研修等を通じて機構内の専門的・技術的水準の向上を図るとともに、緊急時における関係行政機関や地方公共団体等への適切な支援を行える体制を整備する。

技術支援機関として、原子力災害時の住民の被ばく線量推定手法の検討及び実施体制構築の支援に取り組む等により、防護措置や事後対応策の向上に貢献する。

評価軸及び評価軸と関連する指標（原子力規制委員会共管部分）の案

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援	<p>○放射線の健康影響に係る研究がなされているか。</p> <p>○放射線影響研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。</p> <p>○福島県及び周辺地域の関係機関との連携等により、放射線科学の研究開発や復興支援に協力するとともに、放射線の影響等について</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護・規制に貢献する放射線影響研究による科学的知見の創出及びその提供の状況 ・国際水準に照らした放射線影響研究の成果の創出状況 ・福島県及び周辺地域の関係機関への協力の状況やわかりやすい情報発信等の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関等への情報提供及び国際機関等の活動への貢献の状況 ・メディアや講演等を通じた社会への正確な情報発信の状況 ・論文数 ・TOP10%論文数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
	て、わかりやすい情報発信と双方向のコミュニケーションに取り組んでいるか。	
(2) 被ばく医療に係る研究	<p>○原子力災害医療の向上に資する被ばく医療研究がなされているか。</p> <p>○被ばく医療研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療の向上につながる研究成果の創出状況 ・国際水準に照らした被ばく医療研究の成果の創出状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の原子力災害医療への活用の質的量的状況 ・論文数 ・TOP10%論文数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況
(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成	○基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての役割を着実に果た	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての取組の状況 ・原子力災害対策等を担う機構職員の人材育成及び原子力災害医療体制の中でリーダーシップを発揮する高度専門人

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
	しているか。	<p>材の育成に向けた取組の状況</p> <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体等の原子力防災訓練・研修等への参加回数及び専門家派遣人数 ・ 原子力災害医療体制の強化に向けた取組の質的量的状況 ・ 被ばく医療分野に携わる専門人材の育成及びその確保の質的量的状況 ・ 原子力災害対策等の改善・向上に貢献する取組の質的量的状況

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の
見直し内容について
(原子力規制委員会共管部分)

令和 4 年 8 月 26 日
文 部 科 学 省
原 子 力 規 制 委 員 会

1. 政策上の要請及び現状の課題

本法人は、原子力規制委員会の技術支援機関（TSO）として放射線影響及び被ばく医療に係る分野の研究並びに原子力災害対策に取り組むことが期待される。

また、原子力規制委員会により「基幹高度被ばく医療支援センター」に指定されていることから、「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害医療体制の充実に向けて、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関として、被ばく医療に関する研究開発や人材育成に取り組むことも期待される。

2. 講ずるべき措置

(1) 中長期目標期間

本法人は、研究開発成果の最大化を第一目的とする国立研究開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要があることから、中長期目標期間は令和5年（2023年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの7年とする。

(2) 中長期目標の方向性

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。また、目標の達成度に係る客観的かつ確かな評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を分野の特性に応じて具体化した指標を設定することとする。

○放射線影響に係る研究

技術支援機関（TSO）として、放射線による健康リスクの評価に係る知見をより充実させるための放射線影響に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組む。

○被ばく医療に係る研究

技術支援機関（TSO）として、線量評価手法の開発・高度化を含む被ばく医療に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組む。

○原子力災害対策における、基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関（TSO）の役割

原子力災害医療の中核機関として、自らの対応能力の維持・向上に取り組む。我が国の原子力災害医療体制全体における中心的・先導的な役割を担い、同体制のより効果的な運用に資する人材育成・技術開発・技術支援に取り組む。

現行（第 1 期）中長期目標（原子力規制委員会共管部分以外）の原子力規制委員会関係の記載と次期中長期目標における該当部分の検討状況

現行（第 1 期）	次期（第 2 期）
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略） 一方、機構は、放射線に関する専門的研究機関として、これまで放医研が担ってきた放射線影響・被ばく医療研究や原子力防災における中核機関など原子力災害発生時の対応をはじめとする社会的に重要な役割を引き続き担うこととなる。この役割を確実に果たすべく、機構としての専門人材の確保・育成を継続的かつ計画的に進め、組織体制の整備に万全を期することとする。併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とし、放射線の影響に対する高い国民的関心に応えるため、専門的研究機関としての専門的対応のみならず、得られた研究成果を科学的根拠に立脚した情報として、わかりやすく平易な言葉で国民に伝えていくことを一層意識した取組を期待する。 （略）</p> <p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までの 7 年とする。</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発</p> <p>(2) 量子生命科学に関する研究開発</p> <p>(3) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発</p> <p>(4) <u>放射線影響・被ばく医療研究</u></p> <p>(5) 量子ビームの応用に関する研究開発</p> <p>(6) 核融合に関する研究開発</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) <u>原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</u></p> <p>(2) <u>福島復興再生への貢献</u></p> <p>(3) <u>人材育成業務</u></p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進</p> <p>(5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略） 本法人は、原子力規制委員会の技術支援機関（TSO）として、放射線影響及び被ばく医療に係る分野の研究並びに原子力災害対策に取り組むことが期待される。その際には、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とした取組の推進を期待する。また、原子力規制委員会により「基幹高度被ばく医療支援センター」に指定（平成 31 年 4 月 1 日）されていることから、「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定、令和 4 年 7 月 6 日一部改正）に基づき、原子力災害医療体制の充実に向けて、被ばく医療に関する技術開発・技術支援や人材育成に取り組むことも期待される。 （略）</p> <p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日までの 7 年とする。</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術等に関する研究開発</p> <p>(1) 健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発</p> <p>(2) 量子技術に関する基盤的研究開発</p> <p>(3) 核融合エネルギーの実現に向けた研究開発</p> <p>(4) 異分野連携・融合による萌芽・創成的研究開発</p> <p>2. <u>放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築</u></p> <p>(1) <u>放射線影響に係る研究と福島復興支援</u></p> <p>(2) <u>被ばく医療に係る研究</u></p> <p>(3) <u>基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成</u></p> <p>3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進</p> <p>(1) 官民地域パートナーシップによる 3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備等</p> <p>(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装の推進</p> <p>(3) 国際協力の推進</p> <p>4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組</p> <p>(1) 人材の育成・確保</p> <p>(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動</p> <p>(3) 研究環境のデジタル化及び活用促進</p>

現行（第1期）	次期（第2期）
<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化・効率化 3. 人件費管理の適正化 4. 情報公開に関する事項 <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備に関する事項 2. 国際約束の誠実な履行に関する事項 3. 人事に関する事項 	<p>(4) 施設及び設備等の利活用促進</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化・効率化 3. 人件費管理の適正化 4. 情報セキュリティ対策及び情報システムの整備・管理等 5. 情報公開に関する事項 <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備に関する事項 2. 国際約束の誠実な履行に関する事項 3. 人事に関する事項

次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の案の現行（第1期）中長期目標等からの変更点

現行（第1期）			次期（第2期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発			2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築		
(4) 放射線影響・被ばく医療研究			(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援		
<p>これまで原子力災害や放射線事故に対応してきた経験を踏まえ、より高度な被ばく医療対応に向けた取組を進める。また、低線量被ばくに関しては、動物実験等の基礎研究を通して得た知見をもとに、放射線防護・規制に貢献する科学的な情報を引き続き創出・発信していく。</p> <p>放射線に対する感受性及び年齢依存性について、これまで得られた動物実験等の成果を疫学的知見と統合し、より信頼性の高いリスク評価に役立てるとともに、放射線の生体影響の仕組みを明らかにするなど、当該分野の研究において、国際的に主導的な役割を果たす。さらに、環境放射線の水準や医療被ばく及び職業被ばく等の実態を把握して、平常時に国民が受けている被ばく線量を評価し、原子力災害や放射線事故時に追加された線量の推定に資する。</p>	<p>①放射線影響研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際水準に照らした放射線影響研究の成果の創出状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文数 ・TOP10%論文数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 	<p>技術支援機関として、放射線による健康リスクの評価に係る知見をより充実させるための研究を進め、当該研究分野の人材育成に取り組む。</p> <p>低線量放射線被ばくによる人の健康への影響について、より信頼性の高い被ばくリスクのモデルの構築に資する研究を行う。</p> <p>環境中の放射性核種の動態、環境放射線の水準や医療及び職業被ばく等の実態のより正確な把握・評価に取り組み、放射線防護・規制の向上に貢献する科学的な知見を創出する。</p> <p>放射線防護に関する国際機関との緊密な連携を進めるとともに、国際的議論に貢献する知見の提供に取り組む。放射線被ばくについて正確な情報を国民に広く発信する。</p> <p>福島県及び周辺地域の関係機関との連携等により、放射線科学の研究開発や復興支援に協力するとともに、放射線の影響等について、わかりやすい情報発信と双方向のコミュニケーションに取り組む。</p>	<p>○放射線の健康影響に係る研究がなされているか。</p> <p>○放射線影響研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。</p> <p>○福島県及び周辺地域の関係機関との連携等により、放射線科学の研究開発や復興支援に協力するとともに、放射線の影響等について、わかりやすい情報発信と双方向のコミュニケーションに取り組んでいるか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護・規制に貢献する放射線影響研究による科学的知見の創出及びその提供の状況 ・国際水準に照らした放射線影響研究の成果の創出状況 ・福島県及び周辺地域の関係機関への協力の状況やわかりやすい情報発信等の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関等への情報提供及び国際機関等の活動への貢献の状況 ・メディアや講演等を通じた社会への正確な情報発信の状況 ・論文数 ・TOP10%論文数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況

現行（第1期）			次期（第2期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発			2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築		
(4) 放射線影響・被ばく医療研究			(2) 被ばく医療に係る研究		
<p>これまで原子力災害や放射線事故に対応してきた経験を踏まえ、より高度な被ばく医療対応に向けた取組を進める。また、低線量被ばくに関しては、動物実験等の基礎研究を通して得た知見をもとに、放射線防護・規制に貢献する科学的な情報を引き続き創出・発信していく。</p> <p>国の被ばく医療の中核的な機関（平成27年8月25日まで3次被ばく医療機関、平成27年8月26日より高度被ばく医療支援センター、平成31年4月1日より基幹高度被ばく医療支援センター）として牽引的役割を担うことで得られた成果（線量評価、体内汚染治療等）をより発展させ、高度被ばく医療において、引き続き先端的研究開発を行う。さらに、緊急時の被ばく線量評価を行う技術の高度化を進めるため、高線量から低線量までの放射線作用の指標となる物理及び生物学的変化の検出・定量評価に係る研究を行う。</p>	①放射線影響研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際水準に照らした放射線影響研究の成果の創出状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文数 TOP10%論文数 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 	<p>技術支援機関として、人体の線量評価手法の開発・高度化を含む被ばく医療に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組むとともに、基幹高度被ばく医療支援センター等として得られた経験・成果をさらに発展させ、社会に還元する。</p> <p>線量評価手法の開発・高度化について、社会実装を見据えた物理学及び生物学的評価手法の最適化・標準化を進めること等により、原子力災害医療体制の機能強化に貢献する。</p> <p>国内外の専門研究機関・医療機関等との連携や共同研究を促進することにより、被ばく医療のための診断や治療の高度化につながる研究を行う。</p>	<p>○原子力災害医療の向上に資する被ばく医療研究がなされているか。</p> <p>○被ばく医療研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害医療の向上につながる研究成果の創出状況 国際水準に照らした被ばく医療研究の成果の創出状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の原子力災害医療への活用の質的量的状況 論文数 TOP10%論文数 知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況

現行（第1期）			次期（第2期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
4. 公的研究機関として担うべき機能			2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築		
(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能			(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての 原子力災害対策の向上等と人材育成		
<p>原子力規制委員会の原子力災害対策・放射線防護のニーズに応える技術支援機関及び災害対策基本法や国民保護法等に位置付けられている指定公共機関並びに基幹高度被ばく医療支援センターとしての機能を確実に確保する。原子力災害や放射線事故等は、発生した場合には影響が甚大であるため、専門人材の育成が極めて重要である。そのため、専門的・技術的な研究水準の向上や組織体制の整備を図るとともに、我が国において中核的な役割を担うことのできる専門人材を機構内で確保することを継続的かつ計画的に進める。また、大学を含む研究機関と連携し、このような専門人材の育成も継続的かつ計画的に進める。</p> <p>具体的には、原子力災害医療体制における基幹高度被ばく医療支援センターとして、原子力災害時の被ばく医療体制に貢献するため、他の高度被ばく医療支援センターを先導する中核的な役割を担い、地域の原子力災害拠点病院等では対応できない緊急時の被ばく線量評価、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門研修等を行う。</p> <p>さらに、放射線の影響、被ばく医療や線量評価等に関するデータを継続的に収集整理・解析し、UNSCEAR、IAEA、WHO、ICRPなどの国際機関等へ積極的に情報提供などを行うとともに、放射線被ばく、特に、人と環境に対する低線量被ばくの影響について正確な情報を国民に広く発信する。</p>	<p>①技術支援機関、指定公共機関及び基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を着実に果たしているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術支援機関、指定公共機関及び基幹高度被ばく医療支援センターとしての取組の実績 原子力災害対策・放射線防護等を担う機構職員の人材育成に向けた取組の実績 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数及び専門家派遣人数 高度被ばく医療分野に携わる専門人材の育成及びその確保の質的量的状況 原子力災害医療体制の強化に向けた取組の質的量的状況 メディアや講演等を通じた社会への正確な情報の発信の実績 	<p>原子力災害医療の中核機関として、自らの対応能力の維持・向上に取り組む。我が国の原子力災害医療体制全体における中心的・先導的な役割を担い、同体制のより効果的な運用に資する人材育成・技術開発・技術支援に取り組む。</p> <p>基幹高度被ばく医療支援センターとして、各地の高度被ばく医療支援センター等において指導的役割を果たすことのできるような高度専門人材の計画的な育成ができる体制を構築・維持するとともに、研修体制・内容の充実化を行う。また、緊急時には被ばく医療を実施する機関への支援を行うとともに、平時から各組織・専門家との連携体制を構築する。</p> <p>原子力災害等の指定公共機関として、平時の訓練や研修等を通じて機構内の専門的・技術的水準の向上を図るとともに、緊急時における関係行政機関や地方公共団体等への適切な支援を行える体制を整備する。</p> <p>技術支援機関として、原子力災害時の住民の被ばく線量推定手法の検討及び実施体制構築の支援に取り組む等により、防護措置や事後対応策の向上に貢献する。</p>	<p>○基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての役割を着実に果たしているか。</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての取組の状況 原子力災害対策等を担う機構職員の人材育成及び原子力災害医療体制の中でリーダーシップを発揮する高度専門人材の育成に向けた取組の状況 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等の原子力防災訓練・研修等への参加回数及び専門家派遣人数 原子力災害医療体制の強化に向けた取組の質的量的状況 被ばく医療分野に携わる専門人材の育成及びその確保の質的量的状況 原子力災害対策等の改善・向上に貢献する取組の質的量的状況

現行（第1期）			次期（第2期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
4. 公的研究機関として担うべき機能			2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築		
(2) 福島復興再生への貢献			(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援		
住民や作業員等の放射線による健康上の不安の軽減、その他安心して暮らすことが出来る生活環境の実現、更に原子力災害対応に貢献できるよう、東京電力福島第一原子力発電所事故に対応することで得られた経験を基に、被災地再生支援に向けた放射線の人や環境への影響に関する調査研究等に取り組む。	①福島復興再生への貢献のための調査研究が着実に実施できているか。	《評価指標》 ・被災地再生支援に向けた取組の実績 《モニタリング指標》 ・被災地再生支援に向けた調査研究の成果 ・メディアや講演等を通じた社会への正確な情報の発信の実績	((1)放射線影響に係る研究と福島復興支援（前掲）の中に位置づける)		

現行（第1期）			次期（第2期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
4. 公的研究機関として担うべき機能			2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築		
(3) 人材育成業務			(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援 (2) 被ばく医療に係る研究 (3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成		
量子科学技術の推進を担う機関として、国内外の当該分野の次世代を担う人材の育成に取り組む。また、東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射線に関する社会の関心の高まりを踏まえ、放射線に係る専門機関として、放射線防護や放射線の安全取扱い等に関係する人材や幅広く放射線の知識を国民に伝えるための人材の育成に取り組む。	①社会のニーズにあった人材育成業務が実施できているか。	《評価指標》 ・研修等の人材育成業務の取組の実績 ・大学と連携した人材育成の取組の実績	((1)放射線影響に係る研究と福島復興支援（前掲）、(2)被ばく医療に係る研究（前掲）(3)基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成（前掲）の各項目の中にそれぞれ位置づける)		

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（設置）

第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 第二十九条第三項、第三十二条第五項、第三十五条第三項、第三十五条の四第三項、第三十五条の六第八項、第三十五条の七第四項又は第三十五条の十一第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。

三～七 （略）

2 （略）

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以

下「研究開発に関する審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
5・6 (略)

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 七 剰余金の使途
- 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3・4 (略)

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 三～七 (略)

国立研究開発法人量子科学技術研究開発
機構が達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標)

(原子力規制委員会共管部分)

平成 28 年 3 月 1 日

平成 31 年 3 月 1 日 : 変更指示

令和元年 11 月 29 日 : 変更指示

令和 2 年 3 月 5 日 : 変更指示

令和 4 年 7 月 28 日 : 変更指示

文 部 科 学 省

原子力規制委員会

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

一方、機構は、放射線に関する専門的研究機関として、これまで放医研が担ってきた放射線影響・被ばく医療研究や原子力防災における中核機関など原子力災害発生時の対応をはじめとする社会的に重要な役割を引き続き担うこととなる。この役割を確実に果たすべく、機構としての専門人材の確保・育成を継続的かつ計画的に進め、組織体制の整備に万全を期することとする。併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とし、放射線の影響に対する高い国民的関心に応えるため、専門的研究機関としての専門的対応のみならず、得られた研究成果を科学的根拠に立脚した情報として、わかりやすく平易な言葉で国民に伝えていくことを一層意識した取組を期待する。

II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は平成28年（2016年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの7年とする。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

III. 1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発

III. 1. (4) 放射線影響・被ばく医療研究

これまで原子力災害や放射線事故に対応してきた経験を踏まえ、より高度な被ばく医療対応に向けた取組を進める。また、低線量被ばくに関しては、動物実験等の基礎研究を通して得た知見をもとに、放射線防護・規制に貢献する科学的な情報を引き続き創出・発信していく。

1) 放射線影響研究

放射線に対する感受性及び年齢依存性について、これまで得られた動物実験等の成果を疫学的知見と統合し、より信頼性の高いリスク評価に役立てるとともに、放射線の生体影響の仕組みを明らかにするなど、当該分野の研究において、国際的に主導的な役割を果たす。さらに、環境放射線の水準や医療被ばく及び職業被ばく等

の実態を把握して、平常時に国民が受けている被ばく線量を評価し、原子力災害や放射線事故時に追加された線量の推定に資する。

2) 被ばく医療研究

国の被ばく医療の中核的な機関（平成 27 年 8 月 25 日まで 3 次被ばく医療機関、平成 27 年 8 月 26 日より高度被ばく医療支援センター、平成 31 年 4 月 1 日より基幹高度被ばく医療支援センター）として牽引的役割を担うことで得られた成果（線量評価、体内汚染治療等）をより発展させ、高度被ばく医療において、引き続き先端的研究開発を行う。さらに、緊急時の被ばく線量評価を行う技術の高度化を進めるため、高線量から低線量までの放射線作用の指標となる物理及び生物学的変化の検出・定量評価に係る研究を行う。

Ⅲ. 4. 公的研究機関として担うべき機能

Ⅲ. 4. (1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能

原子力規制委員会の原子力災害対策・放射線防護のニーズに応える技術支援機関及び災害対策基本法や国民保護法等に位置付けられている指定公共機関並びに基幹高度被ばく医療支援センターとしての機能を確実に確保する。原子力災害や放射線事故等は、発生した場合には影響が甚大であるため、専門人材の育成が極めて重要である。そのため、専門的・技術的な研究水準の向上や組織体制の整備を図るとともに、我が国において中核的な役割を担うことのできる専門人材を機構内で確保することを継続的かつ計画的に進める。また、大学を含む研究機関と連携し、このような専門人材の育成も継続的かつ計画的に進める。

具体的には、原子力災害医療体制における基幹高度被ばく医療支援センターとして、原子力災害時の被ばく医療体制に貢献するため、他の高度被ばく医療支援センターを先導する中核的な役割を担い、地域の原子力災害拠点病院等では対応できない緊急時の被ばく線量評価、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門研修等を行う。

さらに、放射線の影響、被ばく医療や線量評価等に関するデータを継続的に収集整理・解析し、UNSCEAR、IAEA、WHO、ICRP などの国際機関等へ積極的に情報提供などを行うとともに、放射線被ばく、特に、人と環境に対する低線量被ばくの影響について正確な情報を国民に広く発信する。

Ⅲ. 4. (2) 福島復興再生への貢献

住民や作業員等の放射線による健康上の不安の軽減、その他安心して暮らすことが出来る生活環境の実現、更に原子力災害対応に貢献できるよう、東京電力福島第

一原子力発電所事故に対応することで得られた経験を基に、被災地再生支援に向けた放射線の人や環境への影響に関する調査研究等に取り組む。

Ⅲ. 4. (3) 人材育成業務

量子科学技術の推進を担う機関として、国内外の当該分野の次世代を担う人材の育成に取り組む。また、東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射線に関する社会の関心の高まりを踏まえ、放射線に係る専門機関として、放射線防護や放射線の安全取扱い等に関係する人材や幅広く放射線の知識を国民に伝えるための人材の育成に取り組む。